男女雇用機会均等法のあらまし

四月一日から施行されます――＊

昨年の五月国会で「男女雇用機会均等法」が成立し、今年の四月一日から施行されます。

これまで女子労働者は、募集・採用から定年・退職にいたるまでの機会や、待遇などで、男子労働者に比べて不利な扱いを受けることが少なくありませんでした。

そこで、この法律では、意欲のある女子労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用の面での男女の均等な機会と待遇の確保を促進するための措置を講じています。そのあらましは次のとおりです。

三本の柱からなる男女雇用機会均等法

「男女雇用機会均等法」は、大きく分けて①事業主の講ずべき措置　②男女の均等な取り扱いについて事業主と女子労働者との間に紛争が生じた場合の措置　③女子労働者の就業を援助するための措置――の三本の柱から成っています。

事業主の講ずべき措置

この法律では事業主に、募集、採用、配置、昇進について均等な取り扱いをするよう努めなければならないとしています。また、一定の教育訓練、一定の福利厚生、定年、退職、解雇について差別的取り扱いを禁じています。禁止規定には、罰則はありません。

▥努力規定▥

①募集及び採用（男女雇用機会均等法第七条）

募集というのは事業主が働く人を求めることで、採用とは、両者が労働契約を結ぶことをいいます。これらの内容、方法について、男女に均等な機会を与える努力を事業主に求めています。

②配置及び昇進（同八条）

配置とは労働者を一定のポストにつけることで、昇進とは例えば課長、部長へと職階が上がることをいいます。個人の意欲、能力に応じた男女の均等な取り扱いに努めるよう事業主は求められています。

第七、八条は「努力規定」で、事業主がこれを守らない場合、行政指導が行われます。

▥禁止規定▥

③教育訓練（同九条）

新入社員研修、入社後の中堅社員研修、管理職研修など業務に必要な基礎的な能力をつけるための教育訓練を、女子であることを理由に受けさせないという差別は、禁じられています。自主的な勉強会などは含まれません。

④福利厚生（同十条）

福利厚生とは、住宅資金の貸付など賃金以外のサービスの提供をいいます。これについても、女子であることを理由に差別的な扱いをすることは禁じられています（賃金の差別的取り扱いについては、労働基準法第四条で禁じられています）。

⑤定年、退職、解雇（同十一条）

事業主は「女子であることを理由として定年、解雇について差別をする」、「就業規則等で結婚、妊娠、出産を理由にした退職制度を定める」、「労働基準法の規定による産前産後の休暇を取ったとして解雇する」ことなどが禁じられます。

第九、十、十一条が「禁止規定」で、罰則はありませんが、これらに反した行為は、違法と判断されることになります。

紛争が生じた場合の救済措置

事業主と女子労働者の間に男女の均等な取り扱いについて紛争が生じた場合、解決のために「自主的解決」、「都道府県婦人少年室長による紛争解決の援助」、「同婦人少年室に置かれた機会均等調停委員会による調停」が規定されています。

①苦情の自主的解決（同十三条）

女子労働者から配置、昇進などについて苦情の申出があった場合、事業主は、企業内の苦情処理機関があればそれを活用するなど、その自主的な解決に努めなければなりません。

②都道府県婦人少年室長による紛争解決の援助（同十四条）

事業主と女子労働者の双方か一方が、同室長に紛争解決の援助を求めた場合、同室長は両者から事情を聞き、調査を行い、適切な助言や指導または勧告を行います。

③機会均等調停委員会による調停（同十五～二十一条）

公正中立な立場から紛争解決のために、新設されます。労働大臣が任命する学識経験者三人で構成され、都道府県婦人少年室に設けられます。双方かまたは一方が申請し他方が同意した場合で、婦人少年室長が必要と認めたとき調停を受けることができます。

女子労働者の就業を援助するための措置

（同二十二～三十一条）

家庭における責任等を重く負っている女子労働者の就業を容易にするために、育児休業の奨励など種々の援助措置が定められています。

お買物、ご用命は市内で

護身と長寿若返りの妙技

小学四年以上の男女百歳でも少々体の不自由な方でも大丈夫
勇気と自信と健康を求められよ
週1回くらいが最適　水・金夜7時～9時まで　日曜日午後2時～4時まで

やわら柔術健康道場
新津市結（バス停前）　道場　古峰院　☎24－0470
自宅連絡所　食堂　善乃屋　☎22－1058
五泉道場　緑町　㈲市原工場内　☎42－0336

チャレンジ

社会に生かせ はたちの力

成人の自覚を行動に

はたちになったら国民年金

会社や役所、学校などに勤めて給与をもらっている方は、厚生年金、共済組合といった年金に自動的に加入しています。しかし、その他の方は、はたちになると国民年金に加入しなければなりません。

将来、あなたの老後の生活を支えることになる国民年金は、はたちのあなたにとっても他人事ではありません。成人としての自覚を持って、国民年金に加入しましょう。

〝はたち〟は、年金の出発点です。

加入手続きは市役所で

国民年金には、当然加入と任意加入があり、加入者は次のとおりです。

♡当然加入の人

▼農林・漁業、自営業、自由業などを営む給与所得者以外の人

▼無職の人（二十歳以上五十九歳までの人）

▼厚生年金に加入していないサラリーマン（給与所得者）

▼サラリーマンの妻（専業主婦で、二十歳以上五十九歳までの人）

♡任意加入の人

▼昼間部の学生

◇　◇　◇

あなたの声が社会に生きる

はたちと選挙権――＊

わたしたちは、二十歳になると選挙権が与えられます。そして投票をすることで国の政治や地方政治に参加することができます。

しかし、実際に投票できるようになるには、「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。選挙人名簿に登録される資格は、次のとおりです。

①その市町村に住所を有する日本人で②三か月以上住民基本台帳（住民登録）に登録されている③満二十歳以上の人

選挙人名簿は、毎年九月（選挙があれば、その直前）に登録されることになっています。一度名簿に登録されると、住所を変えない限り永久に登録されます。

大切な選挙権を有効に使うためにも、引っ越しなどで住所を変えたときは、必ず住民票の移動届を出してください。

また、「だれに投票しても同じこと」と棄権してしまう人がいます。これでは、あなたの意見は少しも政治に反映されません。

二十歳になった皆さん、これからは選挙のたびにあなたの手元に「投票所入場券」が送られてきます。立候補者をよく知り、自分の代弁者としてふさわしい人を選んでください。

加入手続きなどくわしいことは、市役所市民課国民年金係（☎24－2111内線221）へおたずねください。

『新津郷土誌』

『新津郷土誌』第十二号を発刊

『新津郷土誌』第十二号が発刊されました。この号には、小口観音堂仁王像が写真で紹介してあるほか、俳諧短冊鑑賞や良寛と桂家の交際、それに明治末期の鉱毒事件などが掲載されています。

なおこの「郷土誌」は、一般頒布も行っており、市内各書店、図書館で求めることができます。一冊千円です。

あなたの心を伝えよう――＊

はたちの献血にご協力を

昨年は、1日平均4,782リットル（200ccの牛乳パックで23,910本）の血液が手術などに使われました。

輸血用血液は年々増加しており、手術の時には大量に必要です。病気やケガで苦しんでいる人の尊い命を救うため、社会の一員として献血にご協力ください。

見知らぬだれかに、あなたの心の温かさが伝わります。

なお、献血車「ゆうあい号」の来市日程は、10ページに掲載してあります。

お買物、ご用命は市内で

「このトリを救おう」募金にご協力ください

TELEPHONE CARD
SAVE THE BIRDS
このトリを救おう
シリーズ1 トキ

一日も早い保護の手を待っているこのトリたちを救うために、あなたのあたたかいご協力を。

お申込は☎116

シリーズ
②シマフクロウ
③ヤンバルクイナ
④タンチョウ
⑤アホウドリ
⑥イヌワシ

シリーズ②～⑥は昭和61年以降発売予定であります。

NTT 新津電報電話局